

# こぶし会会則

## 第1条（名称）

本会の名称を「こぶし会」と称する。

## 第2条（所在地）

本会の本部を「東京都」におく。

## 第3条（目的）

本会は山の愛好者が集い自然と親しみながら、登山をすることを目的とする。

## 第4条（事業）

本会の事業年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとし、また前条の目的達成のために次の事業を行う。

- ①毎月1回以上の月例山行を行う。
- ②随時、集会を開催し、役員会での審議事項の報告、月例山行の報告、山行パーティの編成、山行計画の発表、研究会、講習会、展示会、映写会などを実施し、山行時における安全対策の啓蒙を行う。
- ③会報「K O B U S H I」を定期的に発行する。
- ④本会のホームページを運営する。
- ⑤会章を配布する。
- ⑥会員証を配布する。
- ⑦会旗を定める。
- ⑧その他、本会の目的達成のために必要な行事。

## 第5条（会員）

本会の目的に賛同し、入会申込書を提出し、入会した者を会員とする。

なお、会員は本会の目的以外の行為（政治、宗教、営業などの活動行為）

を行ってはならない。

## 第 6 条（役員・役員会）

- ①役員会は本会の運営をつかさどる。
- ②本会は会員の中より若干名を役員とし、役員会を構成する。
- ③役員は役員会において選出する。
- ④役員の任期は総会から翌年の総会までとする。なお、再任は妨げない。
- ⑤本会の会長の選出は役員による互選とする。
- ⑥役員会は必要に応じて会長が招集する。
- ⑦役員会は役員の出席をもって成立し、議決は役員の過半数の同意によって決定する。

## 第 7 条 リーダー

- ①本会はリーダーをおく。
- ②リーダーは役員会において選出する。

## 第 8 条（組織・会務）

本会の組織及び会務は次のとおりし、本会の新企画、新施策は各担当が

検討立案し、役員会の承認を得るものとする。

- ①担当は役員会において役員の中から選出する。
- ②担当の任期は総会から翌年の総会までとする。なお、再任は妨げない。

会 長：会務を掌理する。ただし、会長が会務を遂行できない場合は役員の中から会長代行を選出する。

総務担当：集会、総会、役員会の運営、山岳保険並びに会計に関すること。

広報担当：ホームページの運営、会報、広告、会員の入退会などに関すること。

リーダー：山行に関すること。なお、リーダーの統括として統括リーダーをおく。

## 第 9 条（総会）

- ①本会は毎年 1 回、総会を開催する。ただし、役員会で必要

と認めたときは臨時の総会を開催することができる。

- ②本会の総会は会長が招集する。
- ③本会の総会は会員の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意によって決定する。
- ④総会では次の事項について報告、審議、議決、承認を行う。
  - ア 選出された会長の就任報告。
  - イ 会則の改正。
  - ウ 次年度の役員、担当の承認。
  - エ 次年度の事業の承認。
  - オ 会計報告、予算報告。
  - カ 表彰。
  - キ その他。

#### 第 1 0 条（会計）

- ①本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、1 2 月 3 1 日に終わるものとする。
- ②会計は会費、寄付、その他の収入をもって充てる。  
なお、一旦納入された会費は払戻をしない。

#### 第 1 1 条（会費）

- ①会費は年 3 0 0 0 円とし毎年 1 2 月末までに前納する。
- ②新入会員は入会月から 1 2 月までの月数に月額 2 5 0 円を乗じた金額を前納する。

#### 第 1 2 条（慶弔）

- ①会員が本会の活動中（山行、集会、総会、役員会など）及びその往復中に傷病した場合は、見舞金 5 0 0 0 円を支給する。
- ②会員が死亡した場合は、香典 1 0 0 0 0 円を支給する。
- ③見舞い等における旅費支払は、公共交通機関の最も経済的な金額とする。
- ④①～③について、会員及びその他からの連絡により適用する。

#### 第 1 3 条（表彰）

本会は表彰制度を設け、毎年度、別途定めるこぶし会表彰規

定に基づき役員会において選考し該当する会員を総会などにおいて表彰する。

#### 第14条（退会）

次の事項に該当する場合は、退会とする。

- ①会員の申し出による退会。
- ②会員が死亡したとき。
- ③会員が会費を納付期限より1箇月滞納したとき。
- ④会員の行為が本会の運営に支障をきたした場合は、役員会の議決により退会させることができる。

なお、役員会において承認された場合は再入会を認める。

#### 第15条（安全対策）

- ①山行統括を安全対策責任者に、リーダーを安全対策補助者とする。
- ②会員は原則として山行レベルに応じた山岳保険等に加入すること。  
未加入の場合は山行への参加ができないことがある。
- ③会員は安全対策に必要な事項を記載した会員名簿（原簿）を提出すること。
- ④会員の自己責任による山行中の遭難、事故などを起こした場合の費用は会員の負担とする。
- ⑤会員の自己責任以外により起きた山行中の遭難、事故に係わる費用は、必要と認められた場合は会計から支払ことができる。
- ⑥遭難、事故収拾のため、安全対策責任者又は安全対策補助者が要した交通費、宿泊費、食費、通信費、その他の費用は会が負担する。
- ⑦安全対策の啓蒙、意識を高めるために、講習会、レクチャーなどを実施する。
- ⑧遭難、事故発生時の対応は、事故対応マニュアルに沿って処置を行う。

#### 第16条（山行）

- ①山行を担当するリーダーは、参加メンバーが記載された山行計画書を事前に緊急連絡担当者へ送付しておく。
  - ②上記①の山行計画書は必ず山行に複数枚持参し、現地で登山届が提出できる場合は必ず提出する。
  - ③参加メンバーは家族又は緊急連絡先の方に行先（山行計画書、会報の掲載ページ）を知らせておく。
  - ④山は危険を伴うものであり、会員の自己責任において参加するものである。遭難、事故発生の場合、原則として会は責任を負わないものとする。
  - ⑤山行は安全対策上、複数人で実施されるのが望ましい。単独の場合は緊急連絡担当者へ、できる限り緊密に連絡を入れること。
  - ⑥山行に自家用車を使用する場合は車両提供者の責任において行うものとする。車両使用時（レンタカーを含む）の経費は同乗者で均等に負担する。
- 故障、事故、交通違反等の際は車両提供者、運転手、同乗者で話し合っ解決を図る。

#### 第17条（ゲスト）

部外者をゲストとして山行に参加させることができる。ただし2回までとする。

#### 第18条（会則の改正）

会則の改正は総会の議決による。ただし、役員会の承認を得た場合は総会まで期間は、暫定的に執行できるものとする。

#### 附則

この会則は、昭和46年8月15日から施行する。

（省略）

この会則の改正は、令和4年1月30日から施行する。